

## 安全データシート (SDS)

### 1. 化学物質等および会社情報

製品名 : HI 93758C-0 全リン試薬 C

品 番 : HI 93763B-50

製造者 : Hanna Instruments, Inc.

会社名 : ハンナ インスツルメンツ・ジャパン株式会社

住 所 : 〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 エム・ベイポイント幕張 14F

担 当 : 営業課

電 話 : 043-216-2601

F A X : 043-216-2602

E-mail : sales@hanna.co.jp

### 2. 危険有害性の要約

製品の GHS 分類、ラベル要素

GHS 分類

金属に腐食性の物質または混合物 : 区分 1

生殖毒性 : 区分 1B

皮膚腐食性 : 区分 1

重篤な目の損傷 : 区分 1

※ 記載の無い GHS 分類区分については分類対象外、区分外となります。

注意喚起語 : 危険

絵文字 :



危険情報 : 金属に腐食性あり。

生殖能または胎児への損傷の恐れがあります。

重篤なやけどや目への損傷を引き起こします。

予防情報 : 適切な保護具 (手袋、着衣、ゴーグル、フェイスマスク) を用いる。

### 3. 組成および成分情報

単一製品・混合物の区別： 混合製品（液体）

化学名： 水酸化ナトリウム      ホウ酸ナトリウム

含有量： 9%未満                      5%未満

CAS No： 1310-73-2                      1330-43-4

化審法： 1-410                              1-69

### 4. 応急措置

吸入した場合：すぐに医師の診察を受ける。新鮮な空気のある場所に移動する。呼吸が止まっている場合は人工呼吸をする。

皮膚に付着した場合：付着した衣服を脱ぐ。皮膚の付着した部分をすぐにシャワーで流す。すぐに医師の診察を受ける。

目に入った場合：コンタクトレンズを付けている場合は外す。瞼を広げ多量の水で30～60分洗い流す。問題があれば医師の診察を受ける。

飲み込んだ場合：出来るだけ多量の水を飲む。すぐに医師の診察を受ける。医師の指示なしに吐かせない。

### 5. 火災時の措置

消火剤：水スプレー、粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素

特有の危険有害性：燃焼生成物を吸入しないこと。

消火を行う者の保護：消火に当たっては保護具を使用し、危険な場所に留まらない。

### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項：適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、目、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項：河川、地下水等に漏洩しないようにすること。

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱上の注意：目や皮膚との接触を避ける。

蒸気、ガス等を避け、吸入しないようにする。

使用中は飲食および喫煙をしない。

使用後は手を洗う。

環境に漏出しない。

保管上の注意：常温（15～25℃）で保管する。

直射日光をさけ、湿度の高いところに保管しない。

きちんと蓋を締める。オリジナル容器のまま保管する。

決められた人のみが取り扱うようにする。

## 8. 暴露防止および保護措置

設備対策：一般的な労働衛生上の決まりに従う

管理濃度：該当情報なし

呼吸器の保護具：防塵マスク

目の保護具：安全ゴーグル

皮膚および身体の保護具：不浸透性保護具、保護手袋

## 9. 物理的および化学的性質

外観：無色の液体

臭い：無臭

比重（密度）：1.04

引火点：データなし

融点：データなし

沸点：データなし

溶解性：水に可溶

pH：13.5@25℃



#### 14. 輸送上の注意

運搬時には転倒、落下、損傷がないようしっかりと積み込む。

国連分類：8      等級：Ⅲ

国連番号：3266

国内規制：該当情報なし

#### 15. 適用法令

毒物および劇物取締法：劇物 水酸化ナトリウム

労働安全衛生法：

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

水酸化ナトリウム(規則別表第2の1122)      2025年4月1日施行

ほう酸及びそのナトリウム塩(規則別表第2の1948)      2025年4月1日施行

皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質

水酸化ナトリウム 皮膚刺激性有害物質      2024年4月1日以降

腐食性液体(規則第326条) 水酸化ナトリウム

化学物質管理促進法(PRTR法)：

ほう素化合物 第一種 政令 No. 1-405 (2023年3月末まで)

管理 No. 405 第一種 政令 No. 1-458 (2023年4月以降)

消防法：非該当

水質汚濁防止法：

指定物質 水酸化ナトリウム(政令第3条の3第6号)

有害物質 ほう素及びその化合物(政令第2条第24号)

#### 16. その他の情報

記載内容の取扱い

この製品安全データシートは各種の文献などに基づいて作成していますが、必ずしもすべての情報を網羅している物ではありませんので、取り扱いには十分注意してください。また含有量、物理・化学的性質、危険有害性などの記載内容は情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。